全ト協発第５０５号（企）

令和４年１月３１日

都道府県トラック協会

　　会　　長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公益社団法人全日本トラック協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　坂本　克己

建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の

臨時の活動拠点設置の特例について

　平素は当協会の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

　さて、標記につきまして、貨物自動車運送事業者が、建設工事現場に超大型貨物を搬入するために、期間限定で車両を臨時に配置する拠点又は当該事業者の事業計画に定めのある既存の他の営業所に移動して事業活動を行おうとする場合には、事前に届出を行った上で、別添で定める事項を遵守する場合に限り、当該車両は配車元営業所に配置されているものとみなし、事業計画の変更に当たらないものとして取り扱うこととする通達が発出されましたので、お知らせいたします。

業務ご多忙のおり、恐縮でございますが、貴協会会員事業者へご周知いただきますようお願い申し上げます。

敬具

　　　　　　　　　　　　　　　　　◇本件問合先：企画部　TEL03-3354-1037